

出資者各社に通知し
其出資者各社に通知書を送付し

別七項目

一、出資双方の共同事業の進行に不利を及ぼす十月五日を起
各社に通知す

一、共同事業の進行に不利を及ぼす十月五日を起

一、共同事業の進行に不利を及ぼす十月五日を起

トコト

一、一切の解決は十月七日迄に終る

同般合紙管株式会社法に於て、九月十一日

改正地、大阪府西淀川区佃町七一

労働者 一一五名

追加資 六〇名 出資の定まりは各社に通知せし

各社に通知す

一、共同事業の進行に不利を及ぼす十月五日を起
提出し九月廿七日議事録に於て決定し
通知す

別七項目

一、十月五日迄の共同事業の進行に不利を及ぼす十月五日を起

一、十月五日迄の共同事業の進行に不利を及ぼす十月五日を起

一、十月五日迄の共同事業の進行に不利を及ぼす十月五日を起

一、十月五日迄の共同事業の進行に不利を及ぼす十月五日を起

一、十月五日迄の共同事業の進行に不利を及ぼす十月五日を起

別七項目

一、十月五日迄の共同事業の進行に不利を及ぼす十月五日を起